

日本の倒産実体法について —否認権と双方未履行契約の処理を中心に—

大阪大学大学院高等司法研究科教授
下村 眞美

○下村 今回、ウズベキスタンに来る機会を与えていただき、本当に光栄です。お元気な様子の皆様に再会できて、嬉しく思っております。

今日は、ウズベキスタン倒産法の第102条、第103条に関連する日本の制度とその運用を御紹介したいと思います。よろしくお願ひいたします。

日本では、1996年6月に民事訴訟法が全面改正された後、同年10月から倒産法改正作業が開始されました。経済的には、1991年から不況が続き、倒産事件も増加し、大金融機関も倒産するなどしたため、必要性の高いところから、立法化や改正が進められました。1999年12月に、主に中小企業を対象とする再建的手続として「民事再生法」が、2000年11月には、個人債務者に対応するため、民事再生法の一部改正により個人再生手続が、また、国際倒産手続の整備として「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」が制定されました。さらに、2002年12月には、株式会社を対象とする再建的手続である「会社更生法」が全面的に改正され、2004年5月には、清算的手続である「破産法」が全面的に改正され、本年1月1日から施行されています。

今回の破産法改正に当たっては、民法の必要部分の改正もされた点が特徴となっています。

一連の倒産法改正により、倒産手続ごとに異なっていた倒産実体法の内容が統一的に整備され、債権者、債務者、第三者の利害関係調整がより公平にできるようになりました。

では、倒産実体法の内容に入りたいと思います。倒産手続においては、清算するにせよ、再建するにせよ、倒産手続開始時点を基準として倒産債務者をめぐる法律関係を整理し、債権者・債務者・利害関係人の権利を確定しなければなりません。日本では、倒産開始時点での債務者の積極財産と消極財産を確定した上で、破産手続では積極財産を換価して債権者に債権の種類と債権額に応じて平等に配当しますし、再建手続では債務免除の割合を決めて、再建計画を作成します。そのための前提として必要な作業です。

その際には、民法・商法等の規定をそのまま適用すると不都合が多いので、これらを手続的要請から補充・修正している倒産実体法を適用することとなります。

倒産実体法の内容としては、後に概説する契約関係の処理、否認権のほか、各種債権の優先順位、担保権の処理、相殺権などがあります。これらは、一連の法改正により、特に破産法の改正により、大きく変わりました。

債権の優先順位ということでは、租税債権が財団債権として優先される範囲が限定さ

れました。破産法第148条第1項第3号になります。それから、労働債権、賃金債権の一部が、民法の保護を超えて財団債権とされたことがあります。租税債権には、法律により自力執行権や優先弁済権が与えられています。これが債務者の倒産に至った場合にもなお、他の債権者と比較して最優先権が与えられるべきかどうか議論されて、改正に至ったものです。労働債権の保護は労働者の生活保護という政策的考慮から、破産法についても破産手続開始から遡って3か月分に限って財団債権とされました（破産法第149条第1項）。

担保権の処理では、清算型手続である破産法においても「担保権消滅請求制度」が新設されました（破産法第7条第2節）。再建型手続である民事再生法や会社更生法では当初から設けられていた制度です。破産手続では、企業や事業の再建を目的としないわけですから、担保権がその本来的効果を発揮する場面といえます。しかし、債務者の倒産という事態に至った際には、担保権者が把握できる価値にも一定範囲の限定があるのではないかと考えられますので、破産法にもこの制度が作られたわけです。

また、破産法改正においては、相殺禁止の範囲が見直されました（破産法第71条、第72条）。日本においては相殺の担保的機能を非常に重視した金融実務が展開されてきたこと、また管財人側から見ると相殺によって破産財団に関係する債権債務関係を早期に整理しやすくなることから、これに一定程度配慮しながらも、相殺の濫用を防止するために支払不能を基準として整理されました。さらに、再建型手続には既に導入されていた、相殺権行使の催告及び失権の制度が創設されました（破産法第73条）。

では、本論に入りたいと思います。双方未履行契約の処理についてです。債権債務関係の多くは契約関係から発生しますが、契約に基づく債務がすべて履行される前に倒産手続が開始されたときには、その法律関係を整理しなければなりません。倒産手続が開始された時点で、債務者の相手方だけに履行すべき債務が残った場合には、相手方はその契約に従って債務を履行すればよいですし、債務者だけに履行すべき債務が残った場合、相手方の債権は倒産手続の種類に応じて破産債権、更生債権、再生債権となり、各手続に従って配当を受けたり、弁済を受けたりすることになります。債務者と契約の相手方のいずれにも債務が残った場合に、債務者の財産について整理する必要がありますが、その際には、契約の相手方の利益保護も視野に入れて処理する必要があり、各手続に一般原則と契約類型に応じた特則が規定されています。

破産手続、会社更生手続、民事再生手続が開始された時点において、債務者と契約相手方の双方が債務の履行を完了していないとき、破産管財人、更生管財人、再生債務者・再生管財人は、その双務契約を解除するか、又は、債務者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができます（破産法第53条・第54条、会社更生法第61条、民事再生法第49条）。

では、双方未履行の双務契約に入りたいと思います。ここでは、まず、「双務契約」（民

法第533条など)であるかどうか、「債務の履行が完了していない」ときとはどんな場合をいうのが問題となります。

「双務契約」は、当事者の双方が相互に対価としての意味を持つ債務を負担するものですが、対価関係があるかどうかは当事者の意思によるとされています。

また、「債務の履行が完了していない」とは、各手続開始時点での債務の全部又は一部が未履行の状態をいいます。双方が全く履行していない場合のほか、一部が未履行の場合又は給付した目的物に瑕疵があった場合も含まれます。例えば、売買契約で代金が一部未払となっている場合、登記や引渡しが無了の場合、瑕疵のある給付物が取り替えられていない場合などがこれに当たります。そして、履行されていない理由は問いませんから、履行不能(民法第415条後段)の場合も含まれますし、履行期限が未到来であるとか、同時履行の抗弁権行使の結果である場合も含まれます。この要件に関して、最高裁平成12年2月29日判決は、「破産法第59条第1項(現第53条第1項)が・・・破産管財人が契約を解除することができるとしているのは、契約当事者双方の公平を図りつつ破産手続の迅速な終結を図るためであると解されている。そうすると、破産手続開始決定当時に、双務契約の当事者双方に未履行の債務が存在していても、契約を解除することによって相手方に著しく不公平な状況が生じるような場合には、破産管財人は同項に基づく解除権を行使することができないというべきである。相手方に著しく不公平な状況が生じるかどうかは、解除によって契約当事者双方が原状回復等としてすべきことになる給付内容が均衡しているかどうか、破産法第60条(現第54条)の規定により相手方の不利益がどの程度回復されるか、破産者の側の未履行債務が双務契約において本質的・中核的なものかそれとも付随的なものにすぎないかなどの諸般の事情を総合的に考慮して決すべきである。」と判示しています。ここから考えると、少なくとも対価的牽連性がある、対価関係が釣り合っているといえる債務間における未履行であることが必要といえます。

では、次に管財人(破産手続においては破産管財人、会社更生手続においては更生管財人、民事再生においては債務者又は管財人)が、契約の履行か解除を選択する際の考慮要素やその具体的方法について見てみましょう。

再建型手続である会社更生手続、民事再生手続の場合には、企業再建の目的に資する契約であるかどうかを中心に考え、法律関係を維持することが原則となります。また、破産手続は、債務者が法人であれ、個人であれ、破産者を経済活動の場から退場させる手続ですから、なるべく早く債務者の積極財産を高く換価することが求められ、したがって、法律関係を早期に終了させるのが原則となります。いずれにしても、それぞれの手続の目的と債務者の状況に応じて、総債権者の利益になるように管財人が選択することになりますが、典型的な契約類型については、次に述べますように、法律に規定があり、これに従った処理をします。

なお、破産手続においては、100万円を超える価額の契約履行請求には裁判所の許可が必要です(破産法第78条第2項第9号,第3項)。また、会社更生手続においては、裁判所が必要と認めたときは、更生管財人が契約の解除を選択する場合に裁判所の許可を得ることを要するものと決定できます(会社更生法第72条第2項第4号)。再生手続において債務者又は再生管財人が契約の解除を選択するには裁判所の許可を得る必要があるものと決定できます(民事再生法第41条第1項第4号)。

選択権は、相手方に対する意思表示、つまり民法第93条から第98条の適用によってこれを行使します。日本では、内容証明郵便によって意思表示をするのが一般的です。内容証明郵便とは、郵便法に基づき、郵政公社が郵便物の内容たる文書の内容を証明すること(郵便法第63条)をいいます。例えば、破産管財人が契約の相手方に契約の解除を意思表示するには、解除の旨を記載した同一内容の文書3通を郵便局の窓口に出し、日付印を押印してもらった上、1通は相手方に配達され、1通は郵政公社が保管し、残りの1通は控えとして破産管財人が保管します。この方法によれば、文書を相手方に出したことの証拠となりますし、また、確定日付を与える効力があります。その取扱いは書留とする郵便物について行われます。また、相手方に配達完了すれば、郵便配達員により配達証明書が作成され、これが郵便物到着の証拠となります。意思表示の原則に従えば、口頭によって履行請求か解除を通知することもできますが、もし、それについて「言った、言わない」の争いが生じても証拠によって決まることができなくなる危険性が高くなります。そこで、このような内容証明郵便が用いられるわけです。

契約の相手方の催告と催告期間満了の効果ですが、破産法と会社更生法・民事再生法では異なります。我が国においては、破産管財人、更生管財人、債務者又は再生管財人が、双方未履行の双務契約の履行を請求するか契約を解除するかを選択するについての期間制限がありません。そこで、契約の相手方としては、不安定な地位におかれることとなりますので、管財人等に対していずれかを選ぶよう催告することができます(破産法第53条第2項)。

破産手続では、法律関係を早期に終了させることが原則ですから、催告に対して相当な期間内に破産管財人からの確答がなかった場合には契約を解除したものとみなされます。これに対して、会社更生手続、民事再生手続では、契約関係を維持するのが原則と考えられることから、相当期間内に確答がないときは、解除権が放棄されたもの、つまり、履行の選択がされたものとみなされます(会社更生法第61条第2項,民事再生法第49条第2項)。

破産管財人が契約の解除を選択した場合は、契約関係は即時に消滅します。契約の相手方は、原状回復を求めることとなりますが、双務契約の債務の履行として給付した物が破産財団に残っているときは、その返還を請求できますし、残っていないときは、その価額について財団債権者として権利行使ができます(破産法第54条第2項)。また、

契約の相手方は、契約の解除により損害が生じたときは、損害賠償の請求もできますが、この損害賠償請求権は破産債権とされています（破産法第54条第1項）。損害は、民法第416条の定めに従い算定することになり、いわゆる履行利益といわれる範囲となります。

この処理は、会社更生手続においても民事再生手続においても同様です。

では次に、契約類型別の処理について見ていきます。まず初めに、「継続的給付を目的とする契約」です。

継続的給付を目的とする契約の典型例は、電気、ガス、水道の供給契約です。これらの供給者は、破産手続開始前の給付に対する支払がないことを理由に、破産手続開始後はその義務の履行を拒むことができません（破産法第55条第1項）。破産手続開始申立て後開始決定までの分については、財団債権とされました（同条第2項）。

次に、不動産賃貸借契約について説明します。実務上は、不動産の賃貸人、賃借人の破産の例は非常に多く、平成16年の改正により立法的解決が図られました。

まず、不動産賃貸人に破産手続が開始された場合、賃借人が対抗要件を備えている場合には、双方未履行双務契約の処理の規定は適用されません（破産法第56条第1項）。

すなわち、賃貸人の破産管財人は、破産手続開始を理由に賃貸借契約を解除することはできず、賃貸借契約が継続されます。賃借人は、破産管財人に対して賃料を支払います。

賃借人が対抗要件を備えていない場合には、双方未履行契約の一般原則に従った処理がされます。

賃借人に破産手続が開始された場合には、特別の規定がなく、双方未履行契約の一般原則に従った処理がされます。建物所有を目的とする土地賃貸借の場合には財産的価値がありますから、特別な事情がない限り、契約解除を選択することは管財人の善管注意義務違反とされる危険性が高くなります。なお、相手方である賃貸人は、賃借人の破産手続開始を理由として賃貸借契約を解除することはできません（民法第621条の削除）。

次に、請負契約について説明します。実務上は、建築請負を業とする者の破産の例がかなりあります。双方の債務が未履行のときに、注文者に破産手続が開始された場合には、契約相手方である請負人、注文者の破産管財人のいずれもが請負契約を解除できません（民法第642条第1項前段）。民法の規定は、破産法第53条の特則となっています。

この解除は、将来に向かっての解約の趣旨とされています。この場合には、請負人の既に履行した仕事に対する報酬部分とこの報酬に含まれない費用の請求権は破産債権となります（民法第642条第1項後段）。破産管財人が請負契約を解除した場合には、請負人には、破産債権として損害賠償請求権が認められますが、請負人が解除した場合には、破産管財人の損害賠償請求権も請負人のそれも認められません。

請負人が破産した場合については、民法にも破産法にも規定がありません。最高裁昭

和62年11月26日の判決によれば、請負契約の目的である仕事が破産者以外の者において完成することができない性質でない限り、双方未履行双務契約の一般原則の規定が適用されるとされています。

委任契約については民法で規定があり、委任者・受任者のいずれかに破産手続が開始されたことは、契約終了事由となるとされています（民法第653条、ただし、破産法第57条）。

次に、ライセンス契約の説明をします。ライセンス契約とは、特許権、著作権、商標権、ノウハウ（トレード・シークレット）等について、ライセンサーがライセンシーに対しその実施・使用を許諾し、ライセンシーがその実施・使用の対価として実施料・使用料（ロイヤリティー）を支払うことを内容とする双務契約をいいます。ライセンス契約についても、対抗力の有無によって処理が異なります。

ライセンサーに破産手続が開始した場合、ライセンシーが登録制度のある権利を有しており、登録を経て対抗力を有している場合には、双方未履行契約の処理の規定は適用されません（破産法第56条第1項）。すなわち、ライセンサーの破産管財人は、破産手続開始を理由にライセンス契約を解除することはできません。ライセンサーに破産手続が開始したが、ライセンシーが対抗力を有していない場合には、双方未履行契約の処理規定が適用されます。

一方、ライセンシーに破産手続が開始した場合には、双方未履行契約の処理規定が適用されます。

相場がある商品取引契約（破産法第58条）について説明します。証券取引所、商品取引所など取引所の相場その他の市場の相場のある商品の取引契約で、その取引の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができないものについて、その時期が破産手続開始後に到来すべきときは、契約は解除されたものと擬制されます（破産法第58条第1項）。さらに、いわゆる一括清算ネットティング条項（金融派生商品取引の基本契約で通常定められている条項で、当事者の一方が倒産したときは、相殺の意思表示を行うことなく、基本契約に基づくすべての個別取引から生じる債権債務を倒産時に一括して差引清算して、一個の債権にするというもの）の有効性が承認されました（第58条第5項）。

次に、リース契約ですが、リース契約については、双方未履行契約に該当するかどうかについて肯定・否定両説の争いがあります。再建型手続では議論の実益があるのですが、破産手続においては、通常リース物件は不要となり、破産手続開始後は直ちにリース業者に返還し、リース料請求権残金又は規定損害金債権額からリース物件の処分額を控除した残額を破産債権として扱うことに変更ありません。

以上見てきたように、民法に規定されている典型契約についての扱いは既に立法的解決が図られたのですが、そうでない類型の契約については解釈に委ねられた部分が多く、

管財人が破産裁判所と適宜相談・協議しながら処理しているのが実情です。

では次に、否認権の行使について説明したいと思います。経済的苦境に立った債務者は、財産を隠したり、処分して将来の再起に備えようとしたり、一部債権者に残っている財産を担保に供したり、債務を弁済したりすることがしばしば見られます。通常の経済状況下では許されるこれらの行為も、倒産手続を控えた時期に行われる場合には、債権者平等を害し、また、配当や再建の基礎となるべき財産を減少させることとなります。

そこで、このような有害な行為を取り消して、減少した財産を復元させる目的を持つのが否認権の制度です。破産手続、会社更生手続、民事再生手続のそれぞれに否認権の規定が置かれており、行使主体が異なる以外、否認の対象、否認権の行使方法、行使の効果等は同様となっています。以下では、破産手続における否認権について見ていきます。

否認権行使の対象となる行為は、大きく二つに分けられます。一つは破産債権者を害する行為（詐害行為、破産法第160条）で、もう一つは特定の債権者に対する担保の供与等（偏頗行為、破産法第162条）です。

まず、詐害行為ですが、まず、破産者が破産債権者を害することを知ってした担保供与・債務消滅行為以外の行為で、この行為によって利益を受けた者が行為当時、その行為が破産債権者を害することを知っていた場合に否認できます（故意否認）。債務者が自己の資産を廉価で販売したり、他人から資産を高価に買い入れたりする行為がこれに該当します。

次に、破産者に支払停止又は破産手続開始の申立てがあった後に、破産者がした債権者を害する担保供与・債務消滅行為以外の行為で、その行為によって利益を受けた者が、この行為が破産債権者を害することを知っていたか、あるいは、行為当時、支払停止等の事実を知っていた場合に否認できます（危機否認、破産法第160条第1項第2号）。

この場合には、破産者（債務者）が破産債権者を害する意思を持っていたことは要件ではありません。

また、対価的均衡を欠く債務の消滅行為も、消滅にかかる債務を超過する部分について否認できます。債権者が債務の代物弁済として、債務額を大きく超えるような不動産を取得する行為などがこれに当たります（破産法第160条第2項）。

さらに、破産者に支払停止等があった後、又はその前6か月以内にした無償行為及びこれと同視できる有償行為も否認できます（無償否認）。破産者、受益者の意思（害意）など主観的要件は不要です。会社のオーナーであり代表取締役を務める者が破産者となった場合に、会社から保証料を取らずに会社の債務を保証した行為などがこれに当たります。

次に、偏頗行為ですが、偏頗行為は債権者間の平等を損なう行為について、公平の観点から否認を認めたものです。破産者の害意は要件ではありません（破産法第162条）。

破産者が①支払不能後又は②破産手続開始の申立て後にした既存の債務についての担保供与・債務消滅行為で、行為の当時、相手方である債権者が①のときには支払不能又は支払停止の事実を知っていた場合、②のときには破産手続開始の申立てを知っていた場合に否認ができます。破産者が弁済期にある債務を弁済した場合であっても、この否認の対象となります。債権者が、債務者の支払不能を知って、自己の債権の有利弁済を図るために破産者に担保提供を要求し、これに応じて破産者が自己の所有する不動産に抵当権を設定したというような場合が典型例となります。

また、既存債務について担保提供・債務消滅に関する破産者の行為で、①その行為が破産者の義務に属せず、又は、例えば弁済期が到来していないのにされた弁済のように、その時期が破産者の義務に属さない行為であって、②支払不能になる前30日以内にされたもので、③債権者が行為当時、他の債権者を害する事実を知っていた場合には、否認することができます（破産法第162条第1項第2号）。

改正前までは解釈上疑義があった、相当の対価を得てした財産の処分行為や、窮境にある債務者の再建・事業継続のために行われる救済融資など、同時交換的行為についての規定も設けられました（破産法第161条）。

救済融資など同時交換的行為は、既存債務に関する行為とはいえませんので、否認の対象とはなりません。また、相当の対価を得てした財産の処分行為については、①当該処分行為が財産の種類の変更をもたらし、破産者において隠匿、無償の供与その他の破産債権者を害する処分をするおそれを現に生じさせる行為であり、②破産者が当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分意思を有しており、③相手方が②を知っていたという三要件を満たす場合にのみ否認することができます。

また、否認対象行為について、「権利変動の対抗要件」と「執行行為」が特に法定されています（破産法第164条、第165条）。

対抗要件を備える行為というのは、不動産登記・仮登記や自動車などの登録、指名債権の譲渡通知などを完了することです。対抗要件を備える原因行為自体を否認すれば足りることが多いのですが、それが困難な場合には、対抗要件を備えるという行為も否認できるようにしてあります。

執行力ある債務名義に基づく執行行為に基づく行為についても、否認の対象とできません。任意弁済が否認されることがありますので、これとの均衡から、国家機関が介在する執行行為であっても、否認の対象とされています。

次は、「否認権行使期間の制限」についてです。否認の対象となる行為が破産手続開始の申立てから1年以上前にされたものであるときは、無償行為の否認の場合を除いて、支払停止後にされたとか、支払停止の事実を知ってされたということを理由とする否認はできないことになりました。改正前は、破産宣告の日（破産手続開始決定）から1年

以上前にされたものということになっていました。

次に、「否認権行使の主体」ですが、破産手続、会社更生手続においては、管財人が選任されますから、それぞれ破産管財人、更生管財人が否認権を行使することになります。

民事再生手続では、管財人が選任されるのは例外的な場合ですから、監督委員に裁判所から否認権限を授与して、監督委員が行使することになります。

次に、否認権のための保全処分です。平成16年改正により、破産法にも否認権のための保全処分が設けられました（破産法第171条）。否認の相手方が破産者から取得した財産を隠匿、処分してしまうと、破産管財人が否認権を行使しても回復が困難となってしまいます。そこで、破産手続開始の申立てがあったときから破産手続開始決定があるまでの間において、否認権を保全する必要があると認められるときは、仮差押え、仮処分その他の保全処分を裁判所が命じることができるようになりました。

否認権行使の方法には、破産管財人が原告となり、否認すべき行為の相手方を被告として訴えを提起する方法、反対に、否認すべき行為の相手方から破産者又は破産管財人に対して提起された訴えの中で、否認権を抗弁として主張する方法、そして破産裁判所に「否認の請求」をする方法があります（破産法第173条）。否認の請求は、簡易・迅速に否認権を行使できるように設けられた制度で、否認の原因となる事実の立証は、「疎明」で足りるし、裁判所の判断は「決定」で示されます。もっとも、否認の請求を認める決定に不服がある者は、「異議の訴え」を提起することができ、訴訟手続で決着を図ることになります。

相手方が否認について強く争う意思を表明しており、また、争いの経過、態様等から否認の請求手続中において、相手方が翻意する可能性が低い場合には、最初から否認の訴えをした方が、迅速処理に資することとなります。

否認の請求が認められなかった場合、理論上からいえば改めて否認の訴えを提起することができないわけではありません。しかし、迅速処理を目指した否認の請求という制度を選択して利用したのに、よい結果が得られなかったからといって、さらに否認の訴えを提起することを許しては制度の趣旨に反すると考えられます。

ところで、実務上否認権が行使される事案はあまりありません。否認の理由があると考えられる場合でも、破産管財人が否認権行使を義務付けられるわけではなく、適切な裁量で行使すればよいと考えられているからです。また、否認権を行使できる事実を破産管財人が発見したとき、まず、相手方と交渉するのが通常です。否認権行使する可能性があることを相手方に分からせて、否認権行使の結果と変わらぬ和解をして財産を回復させるのです。これまでは、否認権は訴訟によって行使するしかありませんでしたので、訴訟費用や労力がかかる割には、立証に際して破産者の協力が得られにくく、その結果訴訟によって得るものが少ないということがありました。したがって、否認権を行使するのは、破産財団を増加させることが相当程度見込まれ、立証に困難を伴わないと

きに限られていたのが実態でした。このような状況が否認の請求制度が導入されたことでどのように変わってゆくか、見守りたいと思います。

最後に、「否認権行使の効果」について見たいと思います。否認権の行使により、破産財団は原状回復されます（破産法第167条）。否認の対象が財産の移転行為であった場合には、その財産が破産財団に復帰しますので、相手方はその財産を返還しなければなりません。

無償行為が否認された場合、相手方が行為当時に支払停止があったこと及び破産債権者を害することを知らなかったときは、現存利益を償還すれば足り（破産法167条2項）。

否認権が行使された場合、これによって破産財団が不当に利得することは許されません。したがって、否認対象行為によって破産者が反対給付を受けているときは、これを相手方に返還しなければなりません。反対給付自体が破産財団に現存しているときはこれを相手方に返還すれば済みます。現存しないときは、原則として反対給付の価値全部を財団債権としますが、破産者が害意を有していて、相手方もこれを知っていたような場合には、利益が現存している範囲で財団債権とし、差額は破産債権とすることになっています（破産法第168条第2項）

また、破産管財人は否認によって返還を請求する財産の返還に代えて、その返還価額から反対給付や共益債権となる部分の価額を控除した残額の返還を請求することができます。例えば、破産者が不動産を安い価格で売却したときには、破産管財人は、相手方に対して、不動産の返還か、適正価格での買取請求を選択できるようになりました。

これらによって、否認権が行使されても、取引の相手方が債務者に給付した分については財団債権として戻ってくることとなります。このように取引の相手方の立場を保護することによって、破産管財人が否認権を適正に行使することに躊躇をなくし、他方、取引の相手方に対する、経済的に苦しい立場の債務者との取引を萎縮させる効果を減らそうとするものです。

最後になりましたが、法律の規定があっても、実務ではそのとおり運用されるのが困難な状況は日本でも生じています。これを少しでも改善すべく、一連の倒産法改正がされました。今後どのように実務に影響を及ぼしていくのか、しばらく見守っていきたいと思います。

このセミナーが皆さんの注釈書作成に少しでもお役に立てば幸いです。御静聴ありがとうございました。



大阪大学大学院高等司法研究科下村教授発表風景
(写真右：下村教授，写真中央：タジエフ氏)



フォローアップセミナーの様子
(平成17年9月6日ウズベキスタン共和国最高経済裁判所会議室)

裁判上の再生支援と外部管財との比較について

タシケント州経済裁判所判事

タジエフ・イブラギム・イサコヴィッチ

○タジエフ 次に、私の発表を始めさせていただきます。

まず初めに、ウズベキスタンと日本の再建型倒産処理法制の概要について述べさせていただきます。

すべての倒産手続が単一の「倒産法」により規定されるウズベキスタンの倒産法制と異なり（例外は、「農業企業の再生支援に関する法律」が規定する農業企業の裁判外再生支援手続）、日本の各倒産手続はそれぞれ別個の法律により規定されています。例えば、ウズベキスタンの裁判外再生支援に類似する特定調停手続については、1999年に公布された「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」が規定します。民事再生手続は1999年12月に公布され、2000年4月1日から施行された「民事再生法」が規定します。会社更生手続は「会社更生法」が規定しています。「会社更生法」は1952年に制定されたものでありますが、2003年4月1日から新会社更生法が施行されています。

ウズベキスタンの倒産法制の整備が1994年の「倒産法」制定（1998年に改正。その後、2003年に改正された倒産法が現行法）から始まったのに対し、日本の倒産法制は、1922年の「破産法」制定に端を発します。この法律は、後に幾つかわずかな改正を受けましたが、2004年に新破産法が公布され、2005年に1月に施行されました。また、日本の倒産法制には、イギリス法を基礎として1938年に制定された「特別清算」手続がありますが、これについては、2005年に改正がされました。

再建型倒産処理手続に関する法律は、1922年の「和議法」に始まり、1999年にはこれを基礎として「民事再生法」が制定されました。「会社更生法」が初めに制定されたのは1938年であり、1952年に改正、2003年からは、新会社更生法が施行されています。また、日本の再建型倒産法制には、1996年に制定された「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」や「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」が含まれます。

では、日本の再建型倒産手続制度について述べさせていただきます。

日本の再建型制度は次の手続からなるといえます。それは、特定調停手続、民事再生手続及び会社更生手続です。

特定調停手続は、ウズベキスタンの裁判外再生支援手続に類似しています。この手続は、債務者債務の調整を促進することにより、支払能力の回復を助けることを目的とします。債務者債務の問題は債権者によって解決され、通常、全債権者の合意による決定が債務者債務の調停条項策定の基本となります。しかしながら、債権者の中に一部反対

の者がいる場合、裁判所は調停に関する決定を出すことができます。周知のとおり、ウズベキスタンの法制では、裁判外再生支援において当事者関係に裁判所は介入しません。

日本の再建型倒産処理手続である民事再生手続は、「民事再生法」により規定されています。この法律は、経済的困難に陥った債務者とその債権者の民法上の関係を調整すること、そして、債権者の合意、裁判所の承認を受けた再生計画に基づいて、債務者の経営活動と経済主体としての存在を回復させることを目的としています。日本の倒産制度における民事再生手続は、ウズベキスタン倒産法の裁判上の再生支援手続に比することができます。民事再生手続の対象は、通常、中小企業及び自然人です。しかし、最近、この手続は大企業にも適用されるようになってきました。民事再生手続においては債務者の経営機関は経営から外されませんが、裁判所により経営者の活動を監督する者が任命され得ます。通常、そういった者には弁護士が任命されます。民事再生手続を開始する際に、債務者の支払能力回復についての計画をあらかじめ作成する必要はありません。

手続は、裁判所に民事再生手続開始の申立てをすることで開始されます。ウズベキスタンの法制度とは異なり、日本では裁判所への申立権を持つのは債務者と債権者のみです。

また、ウズベキスタンの制度では、まず裁判所に債務者の倒産認定を申し立て、その過程でいずれかの再建型手続（裁判上の再生支援手続又は外部管財手続）が導入されるという形になっていますが、日本の場合は、裁判所に申立てを行う者が自分でどの手続によるかを選択し、その手続の開始を申し立てます。再建型手続を申し立てるのは、主に債務者本人です。破産手続開始原因となる事実が発生した、あるいは履行期が到来する債務の弁済が不能となった債務者は、裁判所に対し民事再生手続開始の申立てを行うことができます。申立てを受理した裁判所は、申立ての時点において発生している債務の弁済（租税債務、被雇用者への賃金債務、公共料金は除く。）を禁止する仮処分を行うことができます。また、裁判所は、決定に金額を指定した上で少額債務の弁済を許可することができます。裁判所は利害関係人の申立てに基づき、又は職権により監督委員による監督を命じ、1名又は複数名の監督委員を任命することができます。その際は、命令において債務者の経営者が監督委員の許可なしに行うことのできない行為を指定します。

また、債務者本人による財産管理が失当である場合、その他事業の再生のために特に必要であると認める場合は、管財人を通じて業務・財産管理を行うことを決定できます。

裁判所の決定には、債権者の債権届出期間と再生計画の提出期限が指定されます。

民事再生法は、再生計画の提出について具体的な期間を規定しておらず、これは裁判所が指定します。実務上、この期間は4～5か月です。債務者は再生計画を立案し、債権者集会の議決に付します。その後、再生計画は裁判所の認可を受けるため提出されます。

再生計画案の可決は、債権者の過半数の合意があれば足りません。再生計画認可決定が確定した際、裁判所は、監督委員あるいは管財人が任命される場合を除き、再生手続の

終結を決定します。監督委員が任命されている場合は、再生計画が遂行されたとき、あるいは再生計画認可決定確定後3年を経過したときに裁判所は手続終結決定を出します。

管財人が任命されている場合は、再生計画が遂行されたとき、あるいは再生計画が確実に遂行されることを示す事実が確認されたとき、債務者、管財人の申立て又は職権により、裁判所は再生手続終結決定を出します。

日本の再建型倒産処理手続で、ウズベキスタンの外部管財手続に類似しているものが会社更生手続です。この手続は「会社更生法」により規定されます。会社更生手続は倒産の危機に瀕する株式会社に対し適用され、更生計画を採択し、それを遂行し、債権者、株主、利害関係者の利害調整措置に関する手続を規定することにより、会社の生産活動を順次回復させることを目的とします。

民事再生手続と違い、会社更生手続では債務者の経営機関は解任され、業務の管理権は管財人に移されます。管財人は毎月裁判所に業務報告を行います。換言すれば、管財人は裁判所の監督の下でその機能を果たし、裁判所の同意をもって財産の処分（賃貸を含む）、更生手続開始前に締結された取引の解除（否認）、資金の借入れといった機能を果たすわけです。

民事再生手続と同様、会社更生手続を開始するには、利害関係者が当該手続の開始申立てを裁判所に行います。通常、裁判所への申立てから開始決定が出るまで1か月ほどかかります。その間、裁判所の決定により財産保全処分が執られ、手続開始の事由となる事実の確認や、財産状況の評価などが行われます。裁判所が当該手続を開始すると、更生計画案の作成、資産・負債の調査、承認、債権の届出と調査が行われます。更生計画案が債権者集会の同意を得て可決されると、裁判所の認可を受けます。通常の実務では、以上すべての措置を行うために、1年ほどかかります。更生計画は裁判所の認可を受けた後、遂行されることとなりますが、通常、10年から15年、場合によっては20年かけて遂行されることとなります。この手続は、計画の遂行後に裁判所が出す決定により終結します。

会社更生手続における主な措置は、収益性の向上、債務の免除、資産の再編です。実務上、債務の免除が90%に及ぶ例もあるという事実は注目に値します。

民事再生手続が会社再生手続と異なる点は次の点です。

まず、民事再生手続の場合は、通常、債務者の業務管理権は経営者に残りますが、会社更生手続の場合は、債務者の経営者は解任され業務管理は管財人に移されます。次に、民事再生手続の場合、担保権は保たれますが、会社更生手続では担保権の行使が停止されます。これは租税についても同様です。この際注目すべきは、民事再生手続において、再生債権者の共通の利益に合致すること、あるいは担保権者に不当な損失を与えるおそれがないことが認められる場合、裁判所が利害関係者の申立てあるいは職権により、債務者財産に対する担保権の実行手続を停止する命令を出せる点です。

また、民事再生手続を利用するのは債務者の事業がまだそれほど「悪く」なっていない状態、つまり、支払不能の初期の兆候が見え出した辺りであるのに対し、会社更生の方は事業が既にかなり「荒れて」しまっているが債務者の支払能力回復がまだ可能である場合に利用される点も留意すべきです。

民事再生手続及び会社更生手続は、倒産制度としては類似の考え方によるもので、企業の財産を保持し増やすことによって支払能力の回復を目的とする手段です。

次に、債務者の支払能力回復を図るためのウズベキスタンの倒産制度について説明いたします。ウズベキスタンの再建型倒産処理制度は、裁判外再生支援、裁判上の再生支援、外部管財の各手続からなります。

裁判外再生支援手続は、倒産法の第2章が規定しており、その名称からも分かるように、倒産事件の開始前に債務者の倒産を防ぐ目的で行われます。

裁判外再生支援手続の主体となり得るのは次の者です。つまり、法人債務者の発起人（社員）、債務者財産の所有者、国家機関、債権者、その他の者です。

債務者の発起人、財産所有者、経営機関は倒産を防止するため、債務者の財務健全化に向けた措置を執ることができます。そのような措置としては、生産内容の切替え、高度な専門知識を持つ専門家の招へい、職員の研修・再研修、債務者の組織再編などがあります。

債権者やその他の者も合意に基づき債務者の財務健全化に向けた措置を執ることができます。そのような措置としては、財政支援、債務者の事業継続を目的とした支払の猶予、分割又は免除の合意などがあります。

義務的支払債務の弁済猶予による裁判外再生支援は、内閣により全権を授与された機関の決定に基づき行われます。その機関とは、非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会です。

ウズベキスタン倒産法は、債務者の発起人、財産所有者、経営機関や債権者その他の者による裁判外再生支援の期間を定めていません。しかし、国家支援による裁判外再生支援については12か月から24か月までとしており、当該手続は期間満了により、あるいはその非効果性が確定した場合に終了されます。

裁判上の再生支援手続は、外部管財手続と並び、債務者を独立した経済主体として保持し、その支払能力を回復させることを目的とする倒産手続です。

裁判上の再生支援手続は、債務者本人、発起人（社員）、単一企業体債務者の財産所有者を代表する機関又は第三者の申立てにより開始されます。

倒産法第78条によれば、裁判上の再生支援手続は、経済裁判所が、債権者集会の決定に基づき、開始します。その前提として、倒産法第76条が、債務者本人、発起人（社員）、単一企業体債務者の財産所有者を代表する機関又は第三者は、裁判上の再生支援開始についての要求を第1回債権者集会に提出することができると定めています。

裁判上の再生支援開始の要求は、以下を添付して第1回債権者集会に提出します。それは、再生支援計画、債務弁済計画表、債権者集会に対し裁判上の再生支援の開始を要求することに賛成投票を投じた発起人（参加者）のリストを含む債務者発起人（社員）総会の議事録、債務弁済計画表に従った債務者の債務の履行の保証・物上保証に関する書類です。

倒産法第72条は、第1回債権者集会が、裁判上の再生支援手続の開始又は手続開始の拒否を決議することを規定しています。第1回債権者集会の裁判上の再生支援開始決議は、裁判上の再生支援の予定期間及び債務弁済計画表を含まなければなりません。

倒産法第75条第3項は、経済裁判所が債権者集会の決議なしに裁判上の再生支援開始を決定するのは例外的な場合に限られることを規定しています。それは、第1回債権者集会が経済裁判所に対して債務者の倒産認定・清算手続開始を申し立てることを決議した場合又は経済裁判所に対していかなる決議も提出しなかった場合に、発起人（社員）、単一企業体債務者の財産所有者、倒産事件を管轄する国家機関又は第三者から、それらの者による保証・物上保証を条件として、経済裁判所に対して裁判上の再生支援手続開始の申立てがあった場合です。

裁判上の再生支援手続は、経済裁判所の決定により開始されます。この決定においては、裁判上の再生支援の期間を指定しなければならず、その期間は24か月を超えてはなりません。裁判上の再生支援の期間を定める際、裁判所は再生支援計画及び債務弁済計画表の期間を考慮しなくてはなりません。

裁判上の再生支援の期間は、保証人・物上保証人による弁済のために、経済裁判所により、6か月を超えない範囲で延長され得ます。

裁判上の再生支援手続の開始により、一定の効果が発生します。例えば、倒産法第79条にあるように、以前に執られた保証・物上保証の措置が取り消され、金銭債務、義務的支払債務の不履行・不完全履行に対し、違約金の加算や他の経済（金融）的制裁が課されなくなります。

一定の効果は、債務者の発起人（社員）にも発生します。それは、債務者財産における持分（出資分）の分配、債務者による分配株の購入、持分（出資分）の実際価格の支払、配当やその他の発行証券に関する支払の権利がなくなること、また、債権者集会又は債権者委員会の合意なしに、債務者の組織変更（新設合併、吸収合併、分割、分離及び改組）及び清算を決定する権限を有さなくなることです。

裁判上の再生支援の開始とともに、債務者は次の取引行為を行うことができなくなります。それは、①不動産の賃貸、不動産への担保権設定、有限会社若しくは補充責任会社の定款資本（定款資本金）への不動産の出資又は不動産に関するその他の処分、②帳簿価額が債務者の全財産の帳簿価額の10%以上を占める財産の処分、③消費貸借による貸付・借入、信用の授受、第三者債務の保証及び銀行保証、債権譲渡、債務引受並び

に債務者の財産の委託管理契約締結、④法令の定める手続に従い再生支援管財人又は債権者に利害関係を生じる行為です。

裁判上の再生支援の実施において、代表者は債務者の業務運営から解任されず、債務者経営機関はその権限を一定の制限下で行使します。

裁判上の再生支援手続の開始により、再生支援計画を実施するために、経済裁判所により再生支援管財人が任命されます。再生支援管財人は債権者集会を開催し、債権者委員会の招集を要求し、国家手数料の予納なしに経済裁判所に対して訴訟その他の申立てを行い、自己の権限を行使するために契約に基づき債務者負担で他の者を雇用するなどの権限を有します。

倒産法は、再生支援管財人に対する義務として、債務者財産の保全措置を執ること、債権登録簿を作成すること、再生支援計画の実行状況を債権者集会、債権者委員会に報告すること、定款資本に国の持分のある企業の場合は倒産を管轄する国家機関に報告を行うことなどを課しています。

裁判上の再生支援は、債権者集会が承認した再生支援計画に基づいて行われます。裁判上の再生支援の主な課題は債務者の支払能力回復と債権の完全な満足であるので、再生支援計画には債務弁済計画表に従い弁済資金の調達方法が定められていなければなりません。その方法としては、生産内容の変更、収益性の低い生産の閉鎖、受取勘定の回収、債務者債権の有償譲渡などが考えられ、これらは外部管財の枠内で詳しく規定されているものですが、裁判上の再生支援や他の手続にも適用可能です。

再生支援計画では企業（営業）売却や債務者財産の一部売却も考えられます。企業（営業）売却、債務者財産の一部売却は、倒産法の外部管財手続に関する条項である第110条、第111条が定める手順により行われます。

裁判上の再生支援の終了時には、再生支援管財人は債権者集会に再生支援計画の実施手順及び結果について報告をします。報告提出と同時に、再生支援管財人は債権者集会に次のいずれかの提案を行います。つまり、裁判上の再生支援手続の終了、和議の締結、外部管財の開始、裁判上の再生支援の期間延長又は経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続開始の申立てです。

債権者集会の審理を経た再生支援管財人の報告書と債権者集会議事録は、債権者集会開催日から5日以内に経済裁判所に提出されます。

経済裁判所は債権者集会の決議を審理し、裁判上の再生支援手続の間にすべての債権者の債権が満足を受けた場合、経済裁判所は倒産事件手続の終結決定を出し、これが裁判上の再生支援の効果として発生したすべての制限事項が終了する根拠となります。

裁判上の再生支援の結果を検討した結果、債権登録簿のすべての債権が弁済されたわけではないが、債務者に支払能力を回復する可能性があるると認められる場合、経済裁判所は外部管財の開始決定を出します。ただし、外部管財開始決定を行う場合、経済裁判

所は債務者の支払能力回復の可能性だけではなく、倒産法第91条の要件が満たされていることを確認しなくてはなりません。つまり倒産法第91条の規定に従えば、裁判上の再生支援手続開始から経済裁判所による外部管財開始決定日の間が36か月以上経過している場合、経済裁判所は外部管財開始決定を出すことができません。

裁判上の再生支援手続は、和議を締結することによっても終了します。

保証人・物上保証人による債務履行を要求する債権者の権利は、経済裁判所による裁判上の再生支援の中止又は完了決定が出た時点で発生します。

次に外部管財手続についてです。

外部管財は、倒産法第3条第12号において、「債務者の支払能力の回復を目的として、法人である債務者に対し、経済裁判所により適用される倒産手続であり、債務者の事業管理権の外部管財人への移譲を伴う」と規定される手続です。

外部管財手続は、経済裁判所が外部管財開始決定を出したときに開始されます。これに先行して監視期間があり、一時管財人による債務者の財務状況報告があり、倒産法第71条に従い招集される第1回債権者集会による決議があります。そして、外部管財は、この債権者集会における外部管財開始に関する決議に基づき、経済裁判所の決定により開始されます。この場合、経済裁判所は債権者集会の決議に従い、他の手続を適用するなどして債権者集会の決議を変える権利を持ちません。

外部管財は12か月から24か月の期間で導入されます。また、裁判上の再生支援と外部管財の合計期間が36か月を超えてはならない点に留意する必要があります。特定の範疇に入る法人債務者については、倒産法はこれより長い外部管財期間を定めています。例えば、町形成企業及びそれに準ずる企業の場合は5年までとなっています。

倒産法は、倒産法が定める期間内、つまり36か月（裁判上の再生支援が先行する場合はそれも含めて）の枠内であれば、外部管財期間は延長可能としています。外部管財期間の延長は、「外部管財期間の延長又は承認された外部管財計画の実施が、債務者の支払能力回復につながると考えられる十分な理由がある」場合に可能です。外部管財人は外部管財期間延長の必要性の根拠を示さなければなりません。経済裁判所は、債権者集会又は外部管財人の要求に基づき、外部管財期間を短縮することもできます。

外部管財の開始により次の効果が発生します。債務者の経営権が外部管財人に移譲されること、金銭債権及び義務的支払債権に対しモラトリアムが開始されること、債権者の個別債権についての保証の権利が停止されることです。例えば、以前に執られた債務者財産処分に関する制限が解かれ、資産取引に関する新たな制限は外部管財の枠内においてのみ導入されます。

外部管財人は経済裁判所の決定により任命されます。外部管財人任命決定は、通常、外部管財開始決定と同時にされます。外部管財人候補は債権者集会の出席者の過半数により承認され、その後、承認を受けた候補者は経済裁判所の任命を受けるために推薦

されます。

債権者集会が外部管財人の候補者を出さない場合、経済裁判所は、倒産事件を管轄する国家機関の推薦に基づき外部管財人を任命することができます。

外部管財開始と外部管財人任命の間が空く場合は、一時管財人が外部管財人の権限を行使します。

外部管財人は外部管財計画を作成し、債権者集会の承認を受けてこれを実施し、外部管財計画実施の結果報告を債権者集会に提出します。

外部管財人の義務は他に以下のものがあります。債務者の財産を管理下に置き、財産目録を作成すること、銀行に特別口座を開設すること、帳簿、統計報告書、決算報告書を作成すること、債務者の受取債権を回収するための措置を執ること、債権登録簿を作成することなどです。

外部管財人には債務者の経営機関の権限及び以下の権限が与えられます。それは、一定の制限を考慮した上で債務者の財産を処分すること、債務者の名において和議を締結すること、債務者の名において、債務者が締結した一定の契約の遂行を拒否すること、その他です。

倒産法は、債務者の財産処分について一連の制限を設けています。例えば、債務者の不動産の取引や、契約締結時の帳簿価格が全資産帳簿額の10%を超える財産の取引(大口取引)、利害関係のある取引(外部管財人又は債権者の利害関係者が当事者である取引。倒産法第17条参照)については、外部管財人は債権者集会の合意を得た場合のみ締結できます。

外部管財人には、報酬が支払われます。報酬額は債権者集会が外部管財人候補を決定する際に決定し、経済裁判所の承認を受けます。

外部管財人の最大の任務は、債務者の現在の財務状況を正確に把握し、外部管財計画を作成し、それを実行することです。外部管財計画では、所定の期間内に行われるべき債務者の支払能力回復のための措置を指定しなくてはなりません。

そのような措置としては以下のものが考えられます。業種の変更、不採算部門の閉鎖、受取勘定の回収、債務者財産の一部売却、債務者の債権の譲渡、第三者による債務者の債務の履行、財産複合体としての債務者の企業(営業)の売却、債務者の資産の置換、新株の発行、その他債務者の支払能力回復のための措置です。

外部管財人が作成した外部管財計画は、債権者集会で審議されます。外部管財計画は、出席債権者の過半数により承認されます。

債権者集会は、外部管財計画を否決し、経済裁判所に対する倒産認定・清算手続開始の申立て又は外部管財人の解任、交代の申立ての決議を行うことができます。

債権者集会の承認を受けた外部管財計画と債権者集会の議事録は、外部管財人により経済裁判所に債権者集会開催日より5日以内に提出されます。外部管財計画が外部管財

開始から2か月以内に経済裁判所に提出されない場合、経済裁判所は債務者の倒産認定・清算手続開始決定をすることができます。

外部管財の期間が終了する際、外部管財人は外部管財報告を作成し、債権者集会の審理にかけます。報告書は、外部管財期間が満了する場合又は外部管財を期間満了前に中止する事由が存在する場合、債権者集会の招集権を持つ者（機関）の請求により、債権者集会に提出されなければなりません。あるいは、債権登録簿に記載されているすべての債権を弁済するのに十分な資金が蓄積された場合にも提出されなければなりません。

外部管財人の報告書は、次の情報を含まなければなりません。それは、債務者の直近決算日付の貸借対照表、キャッシュフロー、債務者の財務状況に関する報告、金銭債権及び義務的支払債権の弁済資源となる資金の有無、債務者の受取勘定の説明及び債務者が有する未回収債権に関する情報、債務者の残りの支払勘定の弁済可能性に関するその他の情報です。

また、報告書には、債務者の今後の活動に関する債権者への提言及び管財人がその結論、提言にいかにして至ったかを債権者に説明するために必要な他の情報も含まれなければなりません。

外部管財人の報告書は債権者集会により審理され、その結果、債権者集会は次のいずれかの決議を行う権利を有します。つまり、債務者の支払能力回復及び債権者への支払手続への移行による外部管財の終了、経済裁判所への外部管財期間延長の申立て、経済裁判所への倒産認定・清算手続開始の申立て、和議締結です。

債権者集会の審理を受けた外部管財人の報告書と債権者集会議事録は、債権者集会開催日より5日以内に経済裁判所に提出されなくてはなりません。外部管財報告書には債権登録簿と、債権者集会の決議に反する投票をした、あるいは投票に参加しなかった債権者の不服書を添付しなくてはなりません。

提出書類を審理した経済裁判所は次のうちいずれかの司法判断を執ります。つまり、債務者の支払能力回復及び企業の通常業務継続による外部管財手続終結決定、債務者の倒産認定・清算手続開始決定、和議の承認決定です。また、倒産法が定める外部管財の期限が残っている場合、裁判所は外部管財期間の延長を決定することもできます。

裁判上の再生支援手続と外部管財手続との主な相違点は、裁判上の再生支援手続においては、債務者の代表者を含む経営機関が一定の制限と再生支援管財人の監督を受けるとはいえ、その機能を果たし続けるのに対し、外部管財では債務者の経営機関が解任されることです。

一方、これらの手続の共通点は、いずれの手続も、債務者の支払能力回復と清算手続の開始、つまり経済主体としての債務者の閉鎖につながることになる倒産認定を防ぐことを目的とする点です。

御清聴ありがとうございました。